
佐倉市上下水道ビジョンの策定及び料金等の在り方に関する懇話会
第7回資料②

—佐倉市下水道事業の使用料水準について—

平成28年1月19日

佐倉市 上下水道部 事業管理課

目次

1. 第6回懇話会(平成27年12月22日開催)の審議ポイント	2頁
2. 使用料水準のパターン	4頁
3. 使用料水準についてのまとめと今後の方向性	11頁
4. 参考資料	13頁

1. 第6回懇話会(平成27年12月22日開催)の審議ポイント

(1) 第6回懇話会(平成27年12月22日開催)の審議ポイント

審議内容

- 第6回懇話会においては、使用料算定期間における目標使用料水準について審議しました。
- 第6回懇話会資料では、目標使用料水準について、複数のパターン(「長期前受金戻入全額を総括原価から控除しないパターン①」、「長期前受金戻入のうち国庫補助金と県補助金を総括原価から控除するパターン②」、「長期前受金戻入のうち国庫補助金と県補助金を除く全ての項目の13.4%を総括原価から控除するパターン③」)を提示しました。
- 参考として、「平成31年度末の現預金残高が0円となる参考A」と「長期前受金戻入の全てを総括原価から控除する参考B」も提示しました。

審議における主な意見

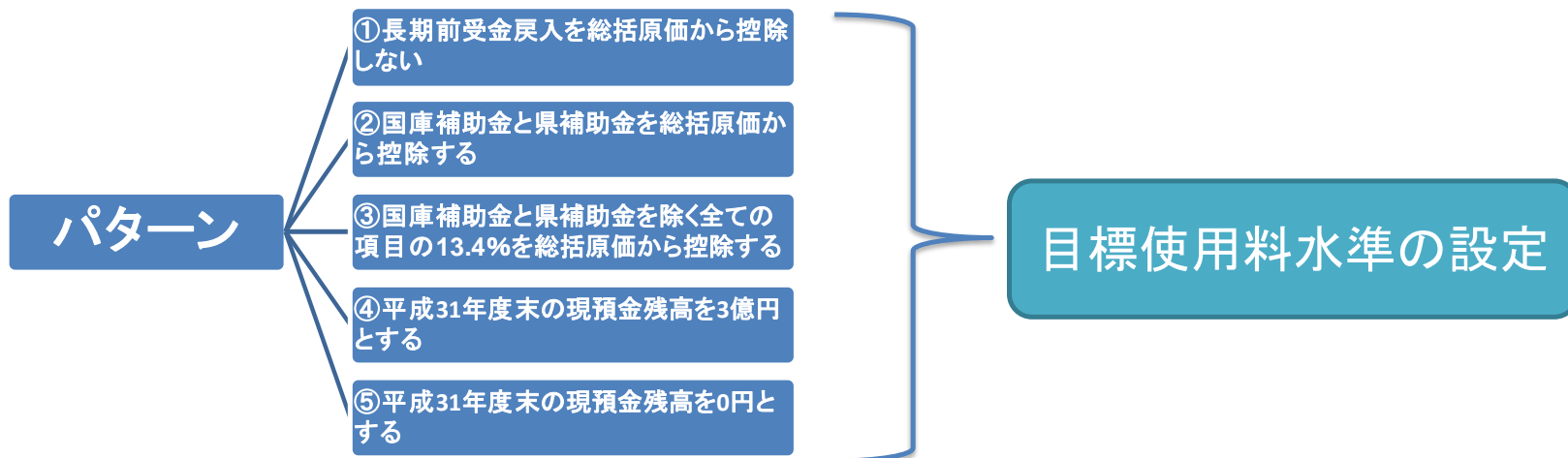
- 第6回懇話会では、今後必要となる総括原価から算出したパターン②ないしはパターン③が望ましいとする意見、下水道事業の持続可能性を最低限維持し、使用料算定期間における利用者の負担額を可能な限り抑制する参考Aが望ましいとする意見がありました。
- パターン②ないしパターン③では改定率が高いことが懸念として挙げられ、参考Aについては現預金残高が0円となるため水道事業と同一時期での再度の改定の可能性が高いことが懸念として挙げられました。
- 現預金残高を現状程度(3億円)維持した際の改定率とその場合の平成35年度末時点における現預金残高についても知りたいという意見がありました。
- なお、他事業体との使用料比較、毎月支払いの導入、上下水道料金合算における値上げ額の提示といった支払方法や周知方法についての工夫も必要となるという意見もありました。

2. 使用料水準のパターン

(1) 使用料水準のパターンについて

- 第6回懇話会での審議を踏まえて使用料水準のパターンについて再度精査し、以下の5パターンを選択肢として設定しました。
- パターン①は、長期前受金戻入全額を総括原価から控除しないパターンです。国庫補助金と県補助金を含めて、全て更新時に再現性が無いものと仮定しています。
- パターン②は、長期前受金戻入のうち国庫補助金と県補助金を総括原価から控除するパターンです。国庫補助金と県補助金については、更新時に再現性があるもの仮定しています。
- パターン③は、長期前受金戻入のうち国庫補助金と県補助金を除く全ての項目の13.4%を総括原価から控除するパターンです。このパターンにおいては、平成29年度から平成31年度の総事業費に対する補助金の割合が事業計画に則って13.4%となるものと保守的に見込んでいます。
- パターン④は、平成31年度末の現預金残高が現状維持(3億円)となるパターンです。このパターンは第6回懇話会での審議を受けて追加したパターンであり、平成31年度末に現状程度の現預金残高を確保することができます。
- パターン⑤は、平成31年度末の現預金残高が0円となるパターン(第6回懇話会資料における参考A)です。

使用料水準を検討するにあたってのパターン



(2) パターンごとの使用料収入の改定率

- 長期前受金戻入全額を総括原価から控除しないパターン①においては、使用料改定率38.2%（平成31年度末の現預金残高約10.6億円）となります。
- 国庫補助金と県補助金を総括原価から控除するパターン②においては、使用料改定率33.4%（平成31年度末の現預金残高約8.1億円）となります。
- 国庫補助金と県補助金を除く全ての項目の13.4%を総括原価から控除するパターン③においては、使用料改定率29.2%（平成31年度末の現預金残高約5.9億円）となります。
- 平成31年度末の現預金残高が3億円となるパターン④（追加パターン）においては、使用料改定率23.8%となります。
- 平成31年度末の現預金残高が0円となるパターン⑤（第6回懇話会資料における参考A）においては、使用料改定率18.1%となります。

パターンごとの使用料収入の改定率(平成29年度から平成31年度)

	パターン①(長期前受金戻入を総括原価から控除しない)	パターン②(国庫補助金と県補助金を総括原価から控除する)	パターン③(国庫補助金と県補助金を除く全ての項目の13.4%を総括原価から控除する)	パターン④(平成31年度末の現預金残高が3億円となる)(追加パターン)	パターン⑤(平成31年度末の現預金残高が0円となる)(第6回懇話会資料における参考A)
総括原価(平成29年度～平成31年度)(百万円)	7,339	7,089	6,865	6,575	6,275
使用料収入(平成29年度～平成31年度)(百万円)	5,312	5,312	5,312	5,312	5,312
使用料改定率(平成29年度～平成31年度)	38.2%	33.4%	29.2%	23.8%	18.1%
現預金残高(平成31年度末)(百万円)	1,064	813	590	300	0

※使用料改定率は、総括原価と、現行の下水道使用料を前提にした使用料収入を比較して、どの程度使用料改定が必要かをみるもの。「使用料改定率＝総括原価／使用料収入－1」から算出。

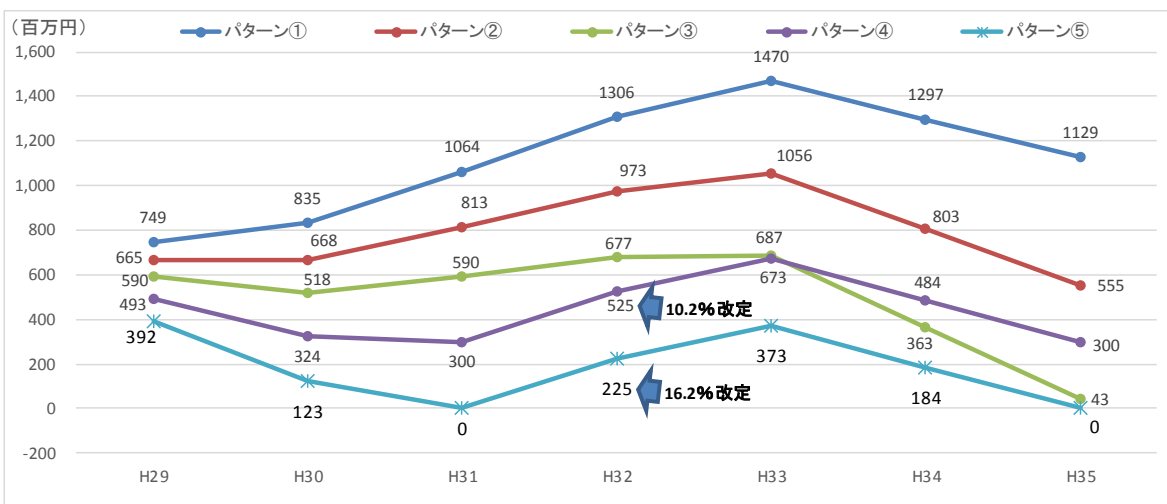
※金額は百万円未満を四捨五入しているため、上記金額からの算出した使用料改定率とは一致しない場合がある。

※本資料の使用料水準は、第6回懇話会(12月22日開催)時点の数値で推計しています。現在、平成28年度予算編成作業中であるため、その進捗により総括原価や現預金残高が変動する場合があります。

(3) パターンごとの現預金残高の推移(平成29年度～平成35年度)

- 長期前受金戻入全額を総括原価から控除しないパターン①においては、平成35年度末の現預金残高は約**11.3億円**となります。
- 国庫補助金と県補助金を総括原価から控除するパターン②においては、平成35年度末の現預金残高は約**5.6億円**となります。
- 国庫補助金と県補助金を除く全ての項目の13.4%を総括原価から控除するパターン③においては、平成35年度末の現預金残高は約**43百万円**となります。
- 平成31年度末の現預金残高が3億円となるパターン④(追加パターン)においては、平成35年度末にも3億円の現預金残高を確保するためには、再度第2次実施計画期間(平成32年度から平成35年度)に使用料を10.2%改定する必要があります。
- 平成31年度末の現預金残高が0円となるパターン⑤(第6回懇話会資料における参考A)においては、平成35年度末の現預金残高を0円とするためには、再度第2次実施計画期間(平成32年度から平成35年度)に使用料を16.2%改定する必要があります。

パターンごとの現預金残高の推移(平成29年度から平成35年度)



※パターン④とパターン⑤は、第2次実施計画期間で再度使用料を改定した場合の現預金残高となっています。

(4) 現行使用料との比較(近隣事業体との比較)

- 佐倉市下水道事業における現行使用料についてみると、20m³(1ヶ月)、30m³(1ヶ月)の排水量帯区分において、比較対象事業体の中で最も低くなっています。
- 仮に佐倉市の使用料単価に一律に改定率を乗じるものと仮定すると、20m³(1ヶ月)においてはパターン①(改定率38.2%)を採用した場合2,335円、パターン②(改定率33.4%)を採用した場合2,255円、パターン③(改定率29.2%)を採用した場合2,184円、パターン④(追加パターン)を採用した場合2,092円、パターン⑤(第6回懇話会資料における参考A)(18.1%)を採用した場合1,996円となることが見込まれます。
- ただし、使用料体系については、使用料水準の決定をもって検討することとなります。

20m³(1ヶ月)(税抜き)

事業体名	20m ³ 当たり使用料
佐倉市	1,690
八千代市	1,794
成田市	1,800
千葉市	1,850
四街道市	1,950
印西市	1,980
白井市	2,000
酒々井町	2,059
富里市	2,100
栄町	2,300
八街市	2,500

30m³(1ヶ月)(税抜き)

事業体名	30m ³ 当たり使用料
佐倉市	2,740
成田市	2,900
八千代市	3,034
印西市	3,180
四街道市	3,200
白井市	3,300
千葉市	3,369
富里市	3,400
酒々井町	3,409
栄町	3,600
八街市	4,000

1,500m³(1ヶ月)(税抜き)

事業体名	1500m ³ 当たり使用料
栄町	233,200
佐倉市	268,440
八街市	277,700
印西市	279,840
白井市	286,200
成田市	287,650
富里市	304,220
四街道市	332,350
酒々井町	356,060
千葉市	438,380
八千代市	455,215

(出典)各事業体の下水道条例より作成

【第1次実施計画期間中の改定率を乗じた場合】
 1,690円 × (100+38.2%) = 2,335円(パターン① 645円増)
 × (100+33.4%) = 2,255円(パターン② 565円増)
 × (100+29.2%) = 2,184円(パターン③ 494円増)
 × (100+23.8%) = 2,092円(パターン④ 402円増)
 × (100+18.1%) = 1,996円(パターン⑤ 306円増)

【第1次実施計画期間中の改定率を乗じた場合】
 2,740円 × (100+38.2%) = 3,786円(パターン① 1,046円増)
 × (100+33.4%) = 3,656円(パターン② 916円増)
 × (100+29.2%) = 3,541円(パターン③ 801円増)
 × (100+23.8%) = 3,392円(パターン④ 652円増)
 × (100+18.1%) = 3,237円(パターン⑤ 497円増)

【第1次実施計画期間中の改定率を乗じた場合】
 268,440円 × (100+38.2%) = 370,876円(パターン① 102,436円増)
 × (100+33.4%) = 358,226円(パターン② 89,786円増)
 × (100+29.2%) = 346,941円(パターン③ 78,501円増)
 × (100+23.8%) = 332,277円(パターン④ 63,837円増)
 × (100+18.1%) = 317,116円(パターン⑤ 48,676円増)

※現行使用料に各改定率を乗じた金額は、全体としての平均改定率を乗じた金額です。排水量帯別の使用料設定の結果、実際の使用料は変わる可能性があります。また、改定率は小数点以下2桁を四捨五入で記していますが、使用料計算では小数点以下2桁以降についても使用しています。

(5) 現行使用料との比較(県内事業者との比較)

下水道使用料の県内事業者比較(20m³(1ヶ月)(税抜き))

- 佐倉市の現行の20m³当たり下水道使用料(1ヶ月)(税抜き)は、県内事業者のうち2番目に低い水準にあります。
- パターン④(追加パターン)とパターン⑤(第6回懇話会資料における参考A)は、県内事業者のうち中位より低い水準となります。
- パターン①～パターン③は、県内事業者のうち中位より高い水準に位置しますが、中位に位置する野田市や富里市(2,100円)との差額は、パターン①で235円、パターン②で155円、パターン③で84円となります。
- ただし、使用料体系については、使用料水準の決定をもって検討することとなります。

県内下水道事業者の使用料(1ヶ月)(税抜き)(平成26年4月1日時点)

事業者名	20m ³ 当たり使用料(税抜き/月)
1 浦安市	1,400
2 佐倉市(現行)	1,690
3 船橋市	1,794
4 八千代市	1,794
5 成田市	1,800
6 千葉市	1,850
7 習志野市	1,919
8 市原市	1,949
9 四街道市	1,950
10 我孫子市	1,980
11 印西市	1,980
12 佐倉市(パターン⑤)	1,996
13 白井市	2,000
14 流山市	2,000
15 酒々井町	2,059
16 佐倉市(パターン④)	2,092
17 君津富津広域下水道組合	2,100
18 野田市	2,100
19 富里市	2,100
20 袖ヶ浦市	2,131

事業者名	20m ³ 当たり使用料(税抜き/月)
21 柏市	2,143
22 佐倉市(パターン③)	2,184
23 長生村	2,200
24 松戸市	2,244
25 佐倉市(パターン②)	2,255
26 香取市	2,300
27 栄町	2,300
28 銚子市	2,300
29 木更津市	2,319
30 市川市	2,330
31 佐倉市(パターン①)	2,335
32 館山市	2,423
33 鎌ヶ谷市	2,453
34 東金市	2,468
35 旭市	2,500
36 八街市	2,500
37 茂原市	2,800
38 大網白里市	2,900
39 鋸南町	3,704

(出典)千葉県内下水道事業者下水道使用料比較表より作成

(6) 現行使用料との比較(水道料金と下水道使用料の合算の比較)

- 排水量帯区分における水道料金(現行料金で固定)と下水道使用料の合算値は、以下の通りです。
- ただし、使用料体系については、使用料水準の決定をもって検討することとなります。

20m³(1ヶ月)(税抜き)

	水道料金 (口径13mm)	下水道使用料	下水道使用料 の増額分	計	水道料金と下水道使用料の合算における 上昇率
現行	2,829	1,690	0	4,519	0.0%
パターン①	2,829	2,335	645	5,164	14.3%
パターン②		2,255	565	5,084	12.5%
パターン③		2,184	494	5,013	10.9%
パターン④		2,092	402	4,921	8.9%
パターン⑤		1,996	306	4,825	6.8%

1500m³(1ヶ月)(税抜き)

	水道料金 (口径75mm)	下水道使用料	下水道使用料 の増額分	計	水道料金と下水道使用料の合算における 上昇率
現行	420,600	268,440	0	689,040	0.0%
パターン①	420,600	370,876	102,436	791,476	14.9%
パターン②		358,226	89,786	778,826	13.0%
パターン③		346,941	78,501	767,541	11.4%
パターン④		332,277	63,837	752,877	9.3%
パターン⑤		317,116	48,676	737,716	7.1%

30m³(1ヶ月)(税抜き)

	水道料金 (口径20mm)	下水道使用料	下水道使用料 の増額分	計	水道料金と下水道使用料の合算における 上昇率
現行	4,990	2,740	0	7,730	0.0%
パターン①	4,990	3,786	1,046	8,776	13.5%
パターン②		3,656	916	8,646	11.8%
パターン③		3,541	801	8,531	10.4%
パターン④		3,392	652	8,382	8.4%
パターン⑤		3,237	497	8,227	6.4%

(出典)佐倉市の給水条例、下水道条例より作成

3. 使用料水準についてのまとめと今後の方向性

(1) 使用料水準についてのまとめと今後の方向性

使用料水準についてのまとめ

- 長期前受金戻入全額を総括原価から控除しないパターン①においては、使用料改定率38.2%(平成31年度末の現預金残高約10.6億円)となります。また、平成35年度末の現預金残高は約11.3億円となります。
- 国庫補助金と県補助金を総括原価から控除するパターン②においては、使用料改定率33.4%(平成31年度末の現預金残高約8.1億円)となります。また、平成35年度末の現預金残高は約5.6億円となります。
- 国庫補助金と県補助金を除く全ての項目の13.4%を総括原価から控除するパターン③においては、使用料改定率29.2%(平成31年度末の現預金残高約5.9億円)となります。また、平成35年度末の現預金残高は約43百万円となります。
- 平成31年度末の現預金残高が3億円となるパターン④(追加パターン)においては、使用料改定率23.8%となります。また、平成35年度末の現預金残高3億円を確保するためには、再度第2次実施計画期間に10.2%使用料を改定する必要があります。
- 平成31年度末の現預金残高が0円となるパターン⑤(第6回懇話会資料における参考A)においては、使用料改定率18.1%となります。また、平成35年度末の現預金残高を0円とするためには、再度第2次実施計画期間に16.2%使用料を改定する必要があります。

今後の方向性

- パターン④(追加パターン)とパターン⑤(第6回懇話会資料における参考A)は相対的に低い改定率となりますが、平成35年度末に平成31年度末と同程度の現預金残高を確保するためには、再度第2次実施計画期間に10%以上改定する必要があります。そのため、水道料金の改定と同時期に再度の使用料改定が必要となります。
- 水道料金改定と同時期の第2次実施計画期間に再度の使用料改定を避けるためには、パターン①～パターン③のいずれかとする必要があります。
- 第6回懇話会でのご意見を踏まえると、補助金の交付をより保守的にみたパターン②ないしはパターン③が必要な改定率と捉えています。経営の持続性と負担許容度を考慮した改定率についてご議論いただきたいと考えております。

4. 参考資料

(1) 他事業体の使用料改定状況

- 千葉県内の下水道事業体の使用料改定状況(平成20年度～平成25年度)についてみると、改定率が最も低いのは千葉市の1.9%、最も高いのは銚子市の25.1%となっています。
- 全国の市レベル(政令市除く)における平成20年度から平成25年度にかけての使用料改定率についてみると、たつの市(兵庫県)の83.3%が最も高くなっています。
- 全国の市レベル(政令市除く)における平成20年度から平成25年度にかけての平均改定率は12.4%、1月当たりの20m³使用料の平均値は2,651円となっています。

県内事業体の使用料改定状況

事業体名	改定・施行年月	改定率(%)	20m ³ 使用料/月(円)
柏市	H24. 5. 1	3.1	2,250
習志野市	H23. 7. 1	6.5	1,934
袖ヶ浦市	H23. 10. 1	9.0	2,238
千葉市	H22. 7. 1	1.9	1,905
銚子市	H22. 4. 1	25.1	2,415
東金市	H22. 4. 1	14.8	2,591
八街市	H22. 4. 1	17.5	2,620
館山市	H21. 4. 1	24.7	2,542
野田市	H20. 4. 1	14.1	2,205
鎌ヶ谷市	H20. 4. 1	12.8	2,575
香取市	H20. 10. 1	4.9	2,415

使用料改定率が高い事業体(全国上位10位)

都道府県名	事業体名	平均改定率 (%)
兵庫県	たつの市	83.3
宮城県	大崎市	43.8
愛知県	豊明市	43.0
大阪府	藤井寺市	39.0
秋田県	潟上市	38.5
埼玉県	川越市	35.3
奈良県	奈良市	31.7
兵庫県	小野市	30.8
青森県	つがる市	30.0
三重県	四日市市	30.0

(出典)下水道統計「H25_29-2使用料制度」より作成